省　令

○国土交通省令第七十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

第八十一条第九号、第八十三条の二第四号及び第八十三条の三第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十三号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

第三十九条第九号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第三十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

第一号の表三十四号の項の次に次のように加える。

四十一号	高山市上切町から同市国府町まで

附　則

この告示は、平成二十五年九月二十二日から施行する。

○総務省告示第三百六十三号

特別とん譲与税法施行規則（昭和三十二年総理府令第二十一号）第二条の規定により、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関（当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。）の管轄区域に属する場合における平成二十五年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる当該開港所在市町村ごとの率を次のとおり定める。

平成二十五年九月二十日

総務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

道府県名	開港名	税関名	開港所在市町村名	率
北海道	函館港	函館税関	函館市	○・九三九三
			北斗市	○・○六○七
	苫小牧港	函館税関苫小牧税関支署	苫小牧市	○・九六三二
			勇払郡厚真町	○・○三六八
	石狩湾港	函館税関小樽税関支署石狩出張所	小樽市	○・四三八二
			石狩市	○・五六一八
宮城県	仙台塩釜港	横浜税関仙台塩釜税関支署	仙台市	○・八八九二
			塩竈市	○・○五七七
			多賀城市	○・○二八一
			宮城郡七ヶ浜町	○・○二五○
福島県	相馬港	横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	相馬市	○・○五五○
			相馬郡新地町	○・九四五○
茨城県	常陸那珂港	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	ひたちなか市	○・五四一○
			那珂郡東海村	○・四五九○
	鹿島港	横浜税関鹿島税関支署	鹿嶋市	○・一○○○
			神栖市	○・九○○○
千葉県	木更津港	横浜税関千葉税関支署木更津出張所	木更津市	○・一○○二
			君津市	○・五九九七
			富津市	○・三○○一
	千葉港	横浜税関千葉税関支署	千葉市	○・三七○○
			市川市	○・○○六七
			船橋市	○・○四三八
			習志野市	○・○二一三
			市原市	○・三二四三
			袖ケ浦市	○・二三三九
新潟県	新潟港	東京税関新潟税関支署	新潟市	○・五一七四
			北蒲原郡聖籠町	○・四八二六
富山県	伏木富山港	大阪税関伏木税関支署	高岡市	○・一六六六
			射水市	○・八三三四
愛知県	三河港	名古屋税関豊橋税関支署	豊橋市	○・七八九八
			田原市	○・二一○二
	衣浦港	名古屋税関豊橋税関支署衣浦出張所	半田市	○・二六八六
			碧南市	○・四四六○
			高浜市	○・○六三四
			知多郡武豊町	○・二二二○